

## 富士見市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(市長が必要と認める図書)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下この条、次条及び第6条において「省令」という。）第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けている場合  
当該確認済証の写し
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合  
当該通知書の写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合  
当該書類
- (4) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合  
当該書類
- (5) 住宅品質確保法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合  
当該設計住宅性能評価書の写し
- (6) その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合  
当該指定図書

(軽微な変更に関する証明書)

第2条 省令第46条の2の規定により省令第44条の軽微な変更該当しているこ

とを証する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第5の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請に係る内容が省令第44条の軽微な変更該当していることを認める場合には、軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請取下げ書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第4条 市長は、法第53条第1項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定をしないときは、認定申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（報告）

第5条 法第55条第1項の認定建築主は、低炭素建築物の新築等の状況について、法第56条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

(1) 法第56条の低炭素建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第5号）

(2) 前号に掲げる場合以外で報告を求められたとき 状況報告書（様式第6号）

（取りやめる旨の届出）

第6条 法第56条の低炭素建築物の新築等を取りやめようとする法第55条第1項の認定建築主は、取りやめる旨の届出書（様式第7号）に省令第43条第1項の規定による通知に係る書面（法第55条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第46条において準用する省令第43条第1項の規定による通知に係る書面）を添えて市長に提出しなければならない。

（取り消す旨の通知）

第7条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書

(様式第8号) によりその旨を認定建築主に通知するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。